

ECOMAX 添加の軽油引取税に関する報告書

1. 概要

軽油に燃料添加剤「ECOMAX」を添加した場合において、当該添加剤が軽油引取税の課税対象となるか否かについて、最近多くの問い合わせを受けておりました。

これを受け、軽油引取税を所管する総務省・都道府県税課に照会を行い、以下のとおり回答を得ましたので、ここに報告いたします。

2. 総務省からの回答要旨（通達）

- ・ 内容：

ECOMAX を軽油に対して 1/1000～1/2000 の割合で添加する行為は、社会通念上「燃料※」とはみなされない。

したがって、当該添加剤の添加は軽油引取税の課税対象とはならない。

※発行元注釈：「燃料」とは地方税法第 144 条の 2 第 3 項および第 5 項における「燃料」の事を指しており、これに該当しないという事は課税対象ではないと解釈される（地方税法第 144 条の 2 は軽油引取税の納税義務者について規定されている）

- ・ 補足：

現在、添加剤そのものに対して課税を定める法令は存在していない。

3. 通達詳細

- ・ 通知時刻：2025 年 6 月 26 日 10:32

- ・ 通知者：総務省 都道府県税課 担当：大竹 勇二 様

4. 発行元情報

2025 年 6 月 26 日

株式会社 Being

代表取締役 伊藤 宗樹